

京都市告示第642号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
羽東師緯143号線	伏見区羽東師古川町647番地の16地先から 同町630番地の地先まで	旧	メートル 142.60	メートル 6.00 ~ 12.10
		新	133.70	6.00 ~ 12.10

(建設局土木管理部道路明示課)